インボイス 登録要否相談会 のご案内

インボイス制度は、令和5年10月1日から導入されています。

制度導入後、適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」とな るためには、登録申請手続を行う必要があります。

主な内容 1

インボイス発行事業者に登録するか否かをご検討されている方向け

説明会の日程

月日	時間	開 催 場 所	定員
4月 18日(木)	- 13時30分 から 15時00分	大阪福島納税協会 3階会議室 〒553-0004 大阪市福島区玉川2丁目 5番22号	先着 6名
5月 16日(木)			
6月 20日(木)			

3 オンライン説明会動画のご案内

事前に、国税庁ホームページに掲載されている 「オンライン説明会動画」をご覧ください。



O 参加を希望される方は、事前に下記の連絡先まで申込みをお願いします。

【連絡先:大阪福島税務署】

☎ 06-6448-1281 ※ 音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。

〇 当日、登録申請手続を希望される個人事業者の方は「マイナンバーカード」及び「スマートフォン、 タブレット端末等」をご持参ください。

定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。 ご来場は、公共交通機関をご利用ください。





説明会に参加する場合

二次元コード Step1 を読み取る

Step3



説明会の Step2 日程を確認する

電話予約し

説明会に参加する

大阪国税局ホームページの

へPXE型の向小一ムペーンの 「新着情報」に掲載している 「消費税のインボイス制度等説明会 に関するお知らせ」をクリックすると 上記画面となります。